



平成 22 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 : 三菱レイヨン株式会社  
 代表社名 : 取締役社長 鎌原 正直  
 (コード番号 : 3404)  
 問合せ先 : 広報・IR 室長 指山 正敏  
 TEL. 03-5495-3100

株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に対する  
 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、当社が公開買付者により完全子会社化されること及び当社株式の上場が廃止されることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社三菱ケミカルホールディングス	
(2) 本 店 所 在 地	東京都港区芝四丁目 14 番 1 号	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 小 林 喜 光	
(4) 事 業 内 容	グループ会社の経営管理（グループ全体の戦略策定、資源配分等）	
(5) 資 本 金	50,000 百万円（平成 22 年 2 月 16 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	平成 17 年 10 月 3 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	4.7%
	明治安田生命保険相互会社(常任代理人)資産管理サービス信託銀行株式会社	4.0%
	武田薬品工業株式会社	3.4%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.3%
	日本生命保険相互会社	3.2%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	3.0%
	東京海上日動火災保険株式会社	2.7%
	太陽生命保険株式会社	1.5%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口 4	1.5%
	三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人)日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.3%

(8) 当社との関係等	資本関係	当社と公開買付者の間では、公開買付者の完全子会社である三菱化学株式会社が、当社の発行済株式総数(599,997,820株)の1.0%の株式を保有しています。また、当社は公開買付者の発行済株式総数(1,506,288,107株)の0.2%の株式を保有しています。
	人的関係	当社と公開買付者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と公開買付者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年2月16日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を致しました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社との間で、公開買付者を持株会社とする企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）に当社が参画する経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことに合意し、平成21年11月19日付で「経営統合に関する基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。公開買付者及び当社は、本基本合意書において、本経営統合は、公開買付者が当社の発行済株式（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）のすべてを取得することを最終的な目標とするものであることを確認しております。なお、本基本合意書の概要につきましては、後記「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(ウ) 本基本合意書の締結に至る経緯とその合意内容」に記載の通りであります。

公開買付者は、本基本合意書の中で、本経営統合の第一段階として、当社の発行済株式のすべてを対象とする本公開買付けを実施する予定としておりましたが、今般、本基本合意書に定める内容により本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認し、平成22年2月16日の取締役会において、本公開買付けを開始することを決議いたしました。公開買付者は、本経営統合を実現するため、当社の全株式を対象とする公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、当社の議決権の過半数に相当する286,114,000株を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株式の総数が286,114,000株に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行いません。

当社は、平成22年2月16日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

## ② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

### (ア) 当社の概要

当社は、昭和8年にレーヨン・ステーブルの製造会社として創業して以来、合成繊維及び合成樹脂を主力事業として展開し、現在はメタクリル酸メチル（以下「MMA」といいます。）系とアクリロニトリル系の2つの事業から成るアクリル系事業をコア事業としています。そのうちMMA系事業は、化成品から機能樹脂・機能化学品までの一貫した事業体系の構築によりアジア・ナンバー・ワンへと成長し、平成21年5月には英国のLucite International Group Limited（以下「ルーサイト社」といいます。）を買収し、MMA系における世界最大の事業規模を有するに至っています。また、アクリロニトリル系事業においては、アクリロニトリル、炭素繊維用プレカーサー、炭素繊維・複合材料の一貫体系を構築して、今後の成長を目指すとともに、第三の中核事業として、中空糸膜を使った水処理事業などを長期的に育成しています。

### (イ) 公開買付者の概要等

公開買付者が本日公表したプレスリリース「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」によれば、公開買付者は、平成17年10月に三菱化学株式会社（本社：東京都港区、社長：小林 喜光、以下「三菱化学」といいます。）と当時三菱化学の子会社であった三菱ウェルファーマ株式会社（以下「三菱ウェルファーマ」といいます。）の株式移転により、両社を完全子会社とする純粋持株会社として設立されました。その後、平成19年10月に、三菱化学の子会社であった三菱樹脂株式会社（本社：東京都中央区、社長：吉田 宏、以下「三菱樹脂」といいます。）を公開買付者の全額直接出資子会社とし、また、同月、三菱ウェルファーマと田辺製薬株式会社の合併により上場子会社の田辺三菱製薬株式会社（本社：大阪府大阪市、社長：土屋 裕弘、以下「田辺三菱製薬」といいます。）が発足いたしました。現在、公開買付者グループは、純粋持株会社である公開買付者のもと、三菱化学、三菱樹脂及び田辺三菱製薬を基幹事業会社として、機能商品、ヘルスケア及び化学品の3つの事業分野で事業を展開しております。また、公開買付者は、平成21年4月に、将来の社会動向に関する研究及び調査を行う研究機関として、公開買付者全額直接出資子会社の株式会社地球快適化インスティテュートを設立しております。

### (ウ) 本基本合意書の締結に至る経緯とその合意内容

公開買付者グループの基幹事業である化学品事業におきましては、世界的な景気後退に伴う需要の減少と製品価格の下落、原油等原材料価格の乱高下、円高の進行等により、その事業環境は厳しいものとなっております。さらに、巨大市場を有する中国や石化汎用市場において圧倒的な競争力を有する中東諸国の企業の台頭により、日本企業の国際競争力は相対的な低下を余儀なくされており、また、欧米企業を中心とした大型事業再編による動きも活発化する中で、グローバルな競争が激化し、企業活動の国際化、大規模化が避けられない情勢となっております。

このような情勢に対応するため、公開買付者は、「大収縮に即応し、構造改革、創造・飛躍を加速する」との基本方針を掲げ、グループの中期経営計画「APTSIS 10」に沿って、集中事業への重点投資、低収益事業の縮小・撤退による事業構造の大胆な変革、M&Aや研究開発活動の加速による既存事業の高付加価値化・高機能化の推進と新規事業の早期立上げ、さらに海外事業の拡大による国際競争力の強化を主な目標として、事業推進を図っております。

一方、当社も同様の環境認識のもと、「世界市場でトップの事業群を構築する」及び「2018年近傍で売上高1兆円、営業利益1,000億円を達成する」を基本目標とする中期経営計画「New Design MRC」に沿って事業ポートフォリオ・マネジメントの徹底を推進しており、ルーサイト社の買収を足掛かりに、グローバルに展開する企業として大きな一歩を踏み出しております。

このように両社は現下の厳しい事業環境に対応するべく様々な施策を行ってきておりますが、公開買付者を持株会社とする企業グループに当社が新たな基幹事業会社として

参画することにより、両社の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的として、本経営統合を行うことに合意し、今回、公開買付者が当社の株式を取得する本公開買付けを実施することといたしました。

当社と公開買付者は、平成 21 年 11 月 19 日付で、大要以下の事項を内容とする本経営統合に関する本基本合意書を締結しております。

#### I 本経営統合の目的

本経営統合は、公開買付者を持株会社とする企業グループに当社が事業子会社として参画することにより、両者の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的とする。

#### II 本経営統合の方法・スケジュール等

- (i) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社のすべての発行済株式を取得できなかった場合、公開買付者及び当社は、可及的速やかに経営統合の第二段階として、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自らが保有する当社の株式のすべてを消却するものとする。
- (ii) 本株式交換における株式交換比率は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」という。）をもとに、公開買付者及び当社それぞれの株価、財務状況、業績動向等を考慮して、本公開買付けの終了後に、公開買付者及び当社が多角的かつ合理的な検討を行い、誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (iii) 本公開買付けの成立後、本株式交換に必要となる公開買付者若しくは当社の株主総会による承認が得られなかった場合若しくは自己の株主総会において承認が得られないと公開買付者若しくは当社が合理的な根拠をもって判断した場合、又は本公開買付けの成立後、本経営統合に関し公開買付者若しくは当社に訴訟が提起されるおそれが高いと公開買付者若しくは当社が合理的な根拠をもって判断した場合には、公開買付者及び当社は、その対応について誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (iv) 本株式交換契約承認のための公開買付者及び当社の株主総会は平成 22 年 6 月、本株式交換の効力発生日は平成 22 年 10 月 1 日を予定する。なお、これらの株主総会は本株式交換のために会社法上必要とされる場合にのみ実施する。

#### III 本経営統合開始後のグループ経営

- (i) 本公開買付け又は本株式交換のいずれかの成立（以下「統合開始」という。）後の公開買付者グループの運営にあたっては、グループ全体の利益の最大化を目的とし、公開買付者は、公開買付者グループの内部規程（以下「グループ経営規程」という。）に則って、当社の経営の自主性を尊重する。
- (ii) 公開買付者は、統合開始後の当社の商号（ロゴを含む。）及び経営理念の存続又は変更について、当社の意思を尊重する。
- (iii) 当社は、統合開始後、株主全体の利益の最大化のため、グループ経営規程に則って経営を行うとともに、公開買付者のグループ経営の基本方針及びグループ経営規程を尊重し、公開買付者の経営理念及び経営戦略を共有する。なお、当社は、必要があるときは、グループ経営規程の追加、修正のための協議を公開

買付者に求めることができる。

- (iv) 統合開始後、公開買付者及び当社は、実務上可能な限り速やかに、それぞれ相手方に対し非常勤取締役1名を派遣する。但し、当社の事業の売上げ規模、収益性等、公開買付者の経営に果たす役割に応じて、先の非常勤取締役とは別に、当社は、当社に属する者の中から公開買付者の取締役候補者を推薦し、公開買付者は、これを最大限尊重し、公開買付者の株主総会において公開買付者の取締役候補者とするに努力する。
- (v) 公開買付者及び当社は、本経営統合によるシナジー効果の実現及び事業強化のための方策として、統合開始後、グループ内の人材の交流、事業の提携及び子会社の再編・統合を積極的に推進する。

#### IV 本経営統合完了後の当社の経営計画、業務執行及び一般人事の取扱い

- (i) 当社は、公開買付者が当社の発行済株式のすべての取得を完了した（本株式交換により取得する場合を含み、以下「統合完了」という。）後、自らの中長期の連結経営計画及び連結営業予算について、グループ経営規程に則って策定の上、公開買付者の承認を求める。
- (ii) 公開買付者は、統合完了後、当社の事業に関わる業務の執行及び一般人事について、グループ経営規程に則って当社の自主性を尊重し、当社は、かかる業務執行及び一般人事について、グループ全体の利益の最大化に配慮する。

#### V 本経営統合完了後の当社の重要人事及び組織の取扱い

統合完了後、当社の代表取締役、役付取締役、役付執行役員及び執行役員それぞれの選解任並びに当社の重要な組織の改廃については当社が起案し、事前に公開買付者の承認を求めるものとし、公開買付者は、かかる承認にあたり、グループ経営規程に則って当社の自主性を尊重する。

#### VI 当社の従業員の取扱い

- (i) 公開買付者は、本経営統合の実行にあたり、当社の現在の従業員の雇用条件の変更又は解雇を当社に求めないものとする。
- (ii) 公開買付者は、統合開始後の当社の従業員の雇用条件について、当社の取締役会の意思を尊重する。
- (iii) 統合開始後の人材の交流に関し、各従業員の統合前の帰属により当該従業員に不利益が生じることがないように公開買付者及び当社はそれぞれ配慮する。

#### VII 公開買付けの競合等

- (i) 本公開買付けの完了前に、公開買付者以外の第三者が当社の株式を対象として公開買付けを開始し又は開始するおそれが明らかになった場合、公開買付者及び当社は、その対応について誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (ii) 公開買付者以外の第三者が当社の株式を対象として公開買付けを行う場合には、当社は、慎重に検討の上、自らの独自の判断に基づき、当社の株主に対する善良な管理者の注意義務を尽くし、その意見表明を行う。

#### VIII 企業価値の維持

公開買付者及び当社は、本経営統合の実施が両者共通の目的であることを認識し、本基本合意書の締結日以降本経営統合が完了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、自己の財産状態又は将来の損益状況に大幅な変化をもたらすような行為その他本経営統合の実施に重大な悪影響を与える可能性のある行為を行わないものとする。但し、当該行為

の実施について事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

(エ) 当社及び公開買付者の協業によって期待されるシナジー効果

当社においては、本経営統合により、中期経営計画「New Design MRC」において重要課題としているMMA系事業の更なる強化・成長が加速され、また、次期コア事業と位置付ける炭素繊維・複合材料事業及び水処理事業の育成と拡大にあたり、公開買付者グループの強固な事業基盤や優良な経営資源を活用することが可能となると判断しております。さらに、公開買付者グループ各社とのシナジー効果により「世界市場でトップの事業群を構築する」という基本目標の実現が加速されるほか、公開買付者グループに参画することにより、人材面を含め様々な経営資源の拡充・強化を図ることが可能となると判断しております。

一方、公開買付者グループは、本経営統合により、中期経営計画「APTSIS 10」の重要課題であるグローバルな競争時代に対応するための企業規模の拡大が可能となり、また、当社のMMA系事業という新たな中核事業並びに今後急速な需要拡大が期待される炭素繊維・複合材料事業及び水処理事業などの成長事業を獲得することとなります。これにより、現在公開買付者グループが推進している高付加価値事業へのシフトが加速されるとともに、炭素繊維・複合材料事業、水処理事業、添加剤・コーティング材等のスペシャリティーケミカル事業分野におけるシナジーも期待されます。さらに、物流、購買・調達、事業拠点及び類似事業を行う関係会社群の統合等によるコストシナジーが期待されるほか、アジアや欧米に強固な事業基盤を有する当社との経営統合により、公開買付者グループは事業のグローバル展開をさらに加速・強化することが可能となります。

本経営統合が実現した場合には、公開買付者グループは、グローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなるために、上記のような様々なシナジー効果の早期実現に努めるとともに、グループ全体の利益の最大化に向けて、グループ内の経営資源を適切に配分し、事業競争力と開発力の強化を図ることを計画しております。

(オ) 本公開買付けに関する意見の根拠

本公開買付価格である1株当たり380円は、本公開買付けにおける買付予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）を公表した平成21年11月19日の前営業日である平成21年11月18日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式終値271円に対して40.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年11月18日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値303円（小数点以下を四捨五入）に対して25.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値311円（小数点以下を四捨五入）に対して22.19%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値288円（小数点以下を四捨五入）に対して31.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付価格は、平成22年2月15日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式終値372円に対して2.15%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

当社は、本基本合意書に定めた本公開買付予定価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及びJPモルガン証券株式会社（以下「J.P.モルガン」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券及びJ.P.モルガンより一定の前提条件及び免責事項を前提とした当社の株式価値算定書を平成21年11月19日付でそれぞれ受領しております。なお、当該株式価値算定書に加え、当社はフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券及びJ.P.モルガンより、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から当社の株主にとって妥当である旨の意見書をそれぞれ平成21年11月19日に受領しております。

みずほ証券は、かかる意見書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであること、本公開買付予定価格の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことを前提としています。また、当社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行っていないこと、みずほ証券の意見書は平成 21 年 11 月 19 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提とすると共に、当社の同意の下、一定の修正を加えております。

J.P. モルガンは、当該意見書記載の前提条件その他の一定の条件の下に、当社の取締役会による本公開買付けの評価に関連して、かかる評価のための参考資料とする目的に限定して当社の取締役会に当該意見書を提出しております。当該意見書は、当社の株主が本公開買付け、本株式交換に関して招集されることのある当社の株主総会における議決権行使その他の事項に関していかなる行動を取るべきかについて、当社の株主に対して何ら推奨を行うものではありません。当該意見書は、平成 21 年 11 月 19 日現在までの情報に基づき、平成 21 年 11 月 19 日付で作成されております。当該意見に適用される前提条件・免責事項の概要に関しては（注）の記載を併せてご参照下さい。

その後、当社は本公開買付価格を検討するにあたり、その参考資料としてみずほ証券及び J.P. モルガンより一定の前提条件及び免責事項を前提とした当社の株式価値算定書を平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ受領しております。また、当該株式価値算定書に加え、当社はフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券及び J.P. モルガンより、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から当社の株主にとって妥当である旨の意見書を平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ改めて受領しております。

みずほ証券は、かかる意見書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであること、本公開買付価格の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことを前提としています。また、当社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価又は査定を行っていないこと、みずほ証券の意見書は平成 22 年 2 月 16 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提とすると共に、当社の同意の下、一定の修正を加えております。

みずほ証券が用いた手法は、DCF 法、類似企業比較法及び市場株価基準法であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の 1 株当たりの価値の算定結果は、以下の通りであります。

（i）DCF 法 334 円～421 円

DCF 法とは、当社の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効かつ一般的な手法であるとして、これを採用しております。これにより当社の普通株式の 1 株当たりの価値は、334 円～421 円と算定しております。

（ii）類似企業比較法 349 円～373 円

類似企業比較法とは、上場会社の中から、当社と事業内容等が類似する会社を複

数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模等に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られるものと考え、これを採用しております。これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、349円～373円と算定しております。

(iii) 市場株価基準法 288円～311円

市場株価基準法とは、当社の株式市場における株価をもとに株式価値を算定する手法であり、多数の参加者により市場の競争原理を通じて価格が決定されるということ、かつ、広く開示され客観的であることから、公開企業の株式価値評価において必ず考慮されるものであるとして、これを採用しております。東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式について、平成21年11月18日を基準日としたうえで、過去6ヶ月の株価終値の平均、過去3ヶ月の株価終値の平均、過去1ヶ月の株価終値の平均を総合的に勘案し、当社の普通株式の1株当たりの価値は、288円～311円と算定しております。

J.P.モルガンは、当該意見書記載の前提条件その他の一定の条件の下に、当社の取締役会による本公開買付けの評価に関連して、かかる評価のための参考資料とする目的に限定して当社の取締役会に当該意見書を提出しております。当該意見書は、当社の株主が本公開買付け、本株式交換に関して招集されることのある当社の株主総会における議決権行使その他の事項に関していかなる行動を取るべきかについて、当社の株主に対して何ら推奨を行うものではありません。当該意見書は、平成22年2月16日現在までの情報に基づき、平成22年2月16日付で作成されております。当該意見に適用される前提条件・免責事項の概要に関しては(注)の記載を併せてご参照下さい。

J.P.モルガンより受領した平成22年2月16日付けの株式価値算定書にて、J.P.モルガンが用いた手法は、DCF法及び類似企業比較法であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下の通りであります。当該株式価値算定に適用される前提条件・免責事項の概要に関しては(注)の記載を併せてご参照下さい。

(i) DCF法 328円～460円

(ii) 類似企業比較法 260円～406円

また、当社は、リーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所から本公開買付けの意思決定の公正性の担保等に関して、必要な法的助言を得ています。

当社は、以上の第三者的アドバイザーからの助言を含む本件全体にわたる認識・検討及び本公開買付け価格の妥当性その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議検討した結果、本公開買付けは、経営資源の強化・拡充を通じた事業の成長を可能にすること等、当社の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり当社の株主の皆様が合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付け者が当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することといたしました。

(カ) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由等

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後後記「(キ) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により、公開買付者は当社を完全子会社化することを企図していますので、その場合、当社の普通株式は、本株式交換により公開買付者の株式に交換されることとなることが予定され、当社の株式については東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

公開買付者が当社の発行済全株式を所有することとなることは、当社の企業価値の更なる向上を実現する最善の方法であると考えておりますので、当社は公開買付者が行う本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

上記「(オ) 本公開買付けに関する意見の根拠」に記載の通り、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、基本合意書締結時点の直近市場株価よりも有利な価格にてその保有株式を売却する機会を提供するものです。

公開買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、後記「(キ) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として公開買付者の株式の交付を受ける機会を当社株主に提供しつつ、当社を完全子会社化することを企図しています。

(キ) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載の通り、当社の発行済株式のすべてを取得する方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に当社との間で、本株式交換を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式のすべて（公開買付者が保有する当社株式を除きます。）を取得し、平成 22 年 10 月 1 日を目処に当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しております。

本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を割り当て、交付することを予定しており、公開買付者の株式 1 株以上を割り当てられた当社の株主は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付価格をもとに、公開買付者及び当社のそれぞれの株価、財務状況、業績動向等を考慮して、公開買付者と当社が多角的かつ合理的な検討を行い、誠意をもって協議・合意の上、決定する予定です。本公開買付け開始時点においては、本株式交換により当社の株主が受け取る対価（公開買付者の株式を予定しています。）を決定するに際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準にする予定ですが、その基準となる時点が異なることから、公開買付者と当社との協議の結果、公開買付者及び当社それぞれの株主の利益に十分に配慮の

上、本公開買付価格とは異なる評価を基準とすることがあります。

なお、当社は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自らが保有する当社の株式のすべてを消却する予定です（当社の平成 22 年 2 月 12 日提出の第 85 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の当社の保有する自己株式数は 27,771,772 株であり、当該自己株式数の同四半期報告書に記載された当社の発行済株式総数に対する比率は約 4.63%です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主は、会社法の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、公開買付者及び当社それぞれの株価、財務状況、業績動向、裁判所の判断等により、本公開買付価格又は本株式交換により当社の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換に伴い公開買付者又は当社が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主による当社株式の所有状況、公開買付者及び当社の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

### (3) 公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「(オ) 本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付予定価格及び本公開買付価格のそれぞれを検討するにあたり、その参考資料としてみずほ証券及び J.P. モルガンのそれぞれより当社の株式価値算定書を平成 21 年 11 月 19 日及び平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ受領しております。また、当社は、当該株式価値算定書に加え、みずほ証券及び J.P. モルガンのそれぞれより、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格及び本公開買付価格が財務的見地から当社株主にとって妥当である旨の意見書を平成 21 年 11 月 19 日及び平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ受領しております。

一方、公開買付者においても、三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」といいます。）から平成 21 年 11 月 19 日に株式価値算定書（以下「平成 21 年 11 月株式価値算定書」といいます。）の提出を受け、その算定結果に加えて、当社に関するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する当社との協議及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において買付予定価格を 1 株当たり 380 円と決定の上、同日付で本基本合意書を締結いたしました。なお、公開買付者は、フィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から公開買付者にとって妥当である旨の平成 21 年 11 月 19 日付フェアネス・オピニオンを受領しています。

その後、公開買付者は、国内外の競争法に基づき、中国、米国、EU、その他各国で必要な手続を進め、下記のプロセスを経て平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付けにおける買付価格とすることを決定いたしました。

公開買付者は、平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定するに際し、買付価格の決定の参考資料として、三菱UFJ証券に対し、平成 22 年 2 月 16 日付で再度、当社の株式価値算定書（以下「平成 22 年 2 月株式価値算定書」といいます。）の提出を依頼し、その意見を参考としております。また、公開買付者は、三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から公開買付者にとって妥当である旨の平成 22 年 2 月 16 日付フェアネス・オピニオンを改めて受領して

います。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における経営判断に至るプロセスの公正性等に関して、当社及び公開買付者から独立した第三者であるリーガルアドバイザーである TMI 総合法律事務所の法的助言を得ております。

(4) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

(注)

J.P.モルガンは、平成 21 年 11 月 19 日付の意見書及び同日付の株式価値算定書並びに平成 22 年 2 月 16 日付の意見書及び同日付の株式価値算定書（以下「当該意見書等」と総称します。）のそれぞれの作成・提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、当社から提供を受けた情報又は当社と協議した情報及び J.P.モルガンが検討の対象とした、又は J.P.モルガンのために検討されたその他の情報の一切について、独自にその検証を行うことなく（又は独自にその検証を行う責任を負うことなく）、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かかる正確性及び完全性に依拠しております。J.P.モルガンは、いかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っており、また、そのような評価又は査定も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での公開買付者及び当社の信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた当社の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての当該意見書等のそれぞれの作成・提出日である平成 21 年 11 月 19 日及び平成 22 年 2 月 16 日時点で考えられる最善の積算と判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P.モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P.モルガンの当該意見書等は、必然的に、それぞれ平成 21 年 11 月 19 日又は平成 22 年 2 月 16 日現在で J.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該意見書等に記載される意見表明及び算定がなされた後の事象により、当該意見書等に記載される意見及び算定結果が影響を受けることがあります。J.P.モルガンはその意見及び算定結果を修正、変更又は再確認する義務を負いません。当該意見書等は、本公開買付けにおける本公開買付予定価格又は本公開買付価格が当社の普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明することとどまり、当社の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本公開買付け又は本公開買付予定価格若しくは本公開買付価格が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本公開買付けに対する当社の意見表明について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、当該意見書等のそれぞれの作成・提出日である平成 21 年 11 月 19 日及び平成 22 年 2 月 16 日以降の将来における公開買付者普通株式又は当社普通株式の株価に関し、意見を述べるものでは

ありません。

J.P.モルガンは、本公開買付け及び本基本合意書により意図される他の取引が、本基本合意書に規定されたとおりに実行されることを前提としております。J.P.モルガンは、本基本合意書及び関連する契約で公開買付者及び当社が行った表明保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに当社が本基本合意書又は関連する契約に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P.モルガンは、当該意見書等による意見表明についての全ての法的事項について、カウンセルの助言に依拠しております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P.モルガンは、本公開買付けの実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社又は本公開買付けの実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

当社からJ.P.モルガンに対して提出された当社の財務予測は、当社の経営陣により作成されました。当社は、J.P.モルガンによる本公開買付け予定価格又は本公開買付け価格の分析に関連してJ.P.モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利率率に関する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P.モルガンは、本公開買付け予定価格又は本公開買付け価格に関連して、本公開買付けのいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員である者、又は当該関係者のいかなる種類に属する者に対する報酬の金額又は性質に関しても意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であるかどうかに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P.モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見書等の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P.モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P.モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらすおそれがあります。J.P.モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ.P.モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P.モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、当社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P.モルガンが使用した予想及びJ.P.モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあり得ます。）。さらに、J.P.モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。上記分析に比較対象として検討されたいかなる会社も、当社又は当社の事業部門若しくは子会社と同一ではありません。但し、選択された会社は、J.P.モルガンの分析の目的上、(場合により)当社と類似すると考えられる運営及び事業に従事する公開会社であることから選択されたものです。J.P.モルガンの分析は、当社との比較対象とされた会社の財務及び運営上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。

当該意見書等を作成するにあたり、J.P.モルガンは、当社全体若しくはその一部と他社との統合又はその他の代替取引について、公開買付者以外の者との統合・代替取引等に対して関心を示すよう当社に勧誘、助言等をする権限を当社から与えられておらず、かつそのような勧誘、助言等をしておりません。

J.P.モルガンは本公開買付けに関して、当社のフィナンシャルアドバイザーであり、フィナンシャルアドバイザーとしての業務の対価として当社から本経営統合の完了を条件とするものを含む報酬を受領する予定です。更に、当社は、J.P.モルガンに対して、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ.P.モルガンに生じ得る一定の責任についてJ.P.モルガンに補償することに同意しています。当該意見書等の日付までの過去2年間において、J.P.モルガン及びその関係会社は、公開買付者若しくは当社又はそれらの関係会社のためにフィナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務、及び投資銀行業務を行ったことはありません。J.P.モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、公開買付者又は当社の債券又は持分証券の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P.モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。J.P.モルガン及びその関係会社は、公開買付者若しくは当社又はそれらの関係会社に対して、投資銀行業務その他の金融商品取引関連業務等を将来行い、報酬を受領する可能性があります。

## 【添付資料】



平成 22 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名：株式会社三菱ケミカルホールディングス  
代表者名：取締役社長 小林 喜光  
(コード番号：4188)  
問合せ先：広報・IR室長 高阪 肇  
TEL. 03-6414-4870

### 三菱レイヨン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 11 月 19 日付プレスリリース「経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」において、三菱レイヨン株式会社（以下「対象者」といいます。）との経営統合を行うことを公表しておりましたが、平成 22 年 2 月 16 日開催の取締役会において、対象者株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者との間で、当社を持株会社とする企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）に対象者が参画する経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことに合意し、平成 21 年 11 月 19 日付で「経営統合に関する基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。当社及び対象者は、本基本合意書において、本経営統合は、当社が対象者の発行済株式（対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）のすべてを取得することを最終的な目標とするものであることを確認しております。なお、本基本合意書の概要につきましては、後記「4. その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」に記載の通りであります。

当社は、本基本合意書の中で、本経営統合の第一段階として、対象者の発行済株式のすべてを対象とする本公開買付けを実施する予定としておりましたが、今般、本基本合意書に定める内容により本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認し、平成 22 年 2 月 16 日の取締役会において、本公開買付けを開始することを決議いたしました。当社は、本経営統合を実現するため、対象者の全株式を対象とする公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、対象者の議決権の過半数に相当する 286, 114, 000 株を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株式の総数が 286, 114, 000 株に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行いません。

対象者は、平成 22 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

##### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由

当社は、平成 17 年 10 月に三菱化学株式会社（本社：東京都港区、社長：小林 喜光、以下

「三菱化学」といいます。)と当時三菱化学の子会社であった三菱ウェルファーマ株式会社(以下「三菱ウェルファーマ」といいます。)の株式移転により、両社を完全子会社とする純粋持株会社として設立されました。その後、平成19年10月に、三菱化学の子会社であった三菱樹脂株式会社(本社:東京都中央区、社長:吉田 宏、以下「三菱樹脂」といいます。)を当社の全額直接出資子会社とし、また、同月、三菱ウェルファーマと田辺製薬株式会社の合併により上場子会社の田辺三菱製薬株式会社(本社:大阪府大阪市、社長:土屋 裕弘、以下「田辺三菱製薬」といいます。)が発足いたしました。現在、当社グループは、純粋持株会社である当社のもと、三菱化学、三菱樹脂及び田辺三菱製薬を基幹事業会社として、機能商品、ヘルスケア及び化学品の3つの事業分野で事業を展開しております。また、当社は、平成21年4月に、将来の社会動向に関する研究及び調査を行う研究機関として、当社全額直接出資子会社の株式会社地球快適化インスティテュートを設立しております。

一方、対象者は、昭和8年にレーヨン・ステープルの製造会社として創業して以来、合成繊維及び合成樹脂を主力事業として展開し、現在はメタクリル酸メチル(以下「MMA」といいます。)系とアクリロニトリル系の2つの事業から成るアクリル系事業をコア事業としています。そのうちMMA系事業は、化成品から機能樹脂・機能化学品までの一貫した事業体系の構築によりアジア・ナンバー・ワンへと成長し、平成21年5月には英国のLucite International Group Limited(以下「ルーサイト社」といいます。)を買収し、MMA系における世界最大の事業規模を有するに至っています。また、アクリロニトリル系事業においては、アクリロニトリル、炭素繊維用プレカーサー、炭素繊維・複合材料の一貫体系を構築して、今後の成長を目指すとともに、第三の中核事業として、中空糸膜を使った水処理事業などを長期的に育成しています。

当社グループの基幹事業である化学品事業におきましては、世界的な景気後退に伴う需要の減少と製品価格の下落、原油等原材料価格の乱高下、円高の進行等により、その事業環境は厳しいものとなっております。さらに、巨大市場を有する中国や石化汎用市場において圧倒的な競争力を有する中東諸国の企業の台頭により、日本企業の国際競争力は相対的な低下を余儀なくされており、また、欧米企業を中心とした大型事業再編による動きも活発化する中で、グローバルな競争が激化し、企業活動の国際化、大規模化が避けられない情勢となっております。

このような情勢に対応するため、当社は、「大収縮に即応し、構造改革、創造・飛躍を加速する」との基本方針を掲げ、グループの中期経営計画「APTSIS 10」に沿って、集中事業への重点投資、低収益事業の縮小・撤退による事業構造の大胆な変革、M&Aや研究開発活動の加速による既存事業の高付加価値化・高機能化の推進と新規事業の早期立上げ、さらに海外事業の拡大による国際競争力の強化を主な目標として、事業推進を図っております。

一方、対象者も同様の環境認識のもと、「世界市場でトップの事業群を構築する」及び「2018年近傍で売上高1兆円、営業利益1,000億円を達成する」を基本目標とする中期経営計画「New Design MRC」に沿って事業ポートフォリオ・マネジメントの徹底を推進しており、ルーサイト社の買収を足掛かりに、グローバルに展開する企業として大きな一歩を踏み出しております。

このように両社は現下の厳しい事業環境に対応するべく様々な施策を行ってきておりますが、当社を持株会社とする企業グループに対象者が新たな基幹事業会社として参画することにより、両社の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的として、本経営統合を行うことに合意し、今回、当社が対象者の株式を取得する本公開買付けを実施することといたしました。

当社グループは、本経営統合により、中期経営計画「APTSIS 10」の重要課題であるグローバルな競争時代に対応するための企業規模の拡大が可能となり、また、対象者のMMA系事業という新たな中核事業並びに今後急速な需要拡大が期待される炭素繊維・複合材料事業及び水処理事業などの成長事業を獲得することとなります。これにより、現在当社グループが推進している高付加価値事業へのシフトが加速されるとともに、炭素繊維・複合材料事業、水処理事業、添加剤・コーティング材等のスペシャリティーケミカル事業分野におけるシナジーも期待され

ます。さらに、物流、購買・調達、事業拠点及び類似事業を行う関係会社群の統合等によるコストシナジーが期待されるほか、アジアや欧米に強固な事業基盤を有する対象者との経営統合により、当社グループは事業のグローバル展開をさらに加速・強化することが可能となります。

一方、対象者においては、本経営統合により、中期経営計画「New Design MRC」において重要課題としているMMA系事業の更なる強化・成長が加速され、また、次期コア事業と位置付ける炭素繊維・複合材料事業及び水処理事業の育成と拡大にあたり、当社グループの強固な事業基盤や優良な経営資源を活用することが可能となると判断しております。さらに、当社グループ各社とのシナジー効果により「世界市場でトップの事業群を構築する」という基本目標の実現が加速されるほか、当社グループに参画することにより、人材面を含め様々な経営資源の拡充・強化を図ることが可能となると判断しております。

本経営統合が実現した場合には、当社グループは、グローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなるために、上記のような様々なシナジー効果の早期実現に努めるとともに、グループ全体の利益の最大化に向けて、グループ内の経営資源を適切に配分し、事業競争力と開発力の強化を図ってまいります。

### (3) 本公開買付けの買付価格

当社は、三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」といいます。）から平成21年11月19日に株式価値算定書（以下「平成21年11月株式価値算定書」といいます。）の提出を受け、その算定結果に加えて、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する対象者との協議及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成21年11月19日開催の取締役会において買付予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）を1株当たり380円と決定の上、同日付で本基本合意書を締結いたしました。なお、当社は、フィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の平成21年11月19日付フェアネス・オピニオンを受領しています。

その後、当社は、国内外の競争法に基づき、中国、米国、EU、その他各国で必要な手続を進め、下記のプロセスを経て平成22年2月16日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）とすることを決定いたしました。

当社は、平成22年2月16日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定するに際し、買付価格の決定の参考資料として、三菱UFJ証券に対し、平成22年2月16日付で再度、対象者の株式価値算定書（以下「平成22年2月株式価値算定書」といいます。）の提出を依頼し、その意見を参考としております。また、当社は、三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の平成22年2月16日付フェアネス・オピニオンを改めて受領しています。

三菱UFJ証券が、平成21年11月株式価値算定書及び平成22年2月株式価値算定書において対象者の株式価値評価分析に用いた手法は、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、それぞれの手法を用いて、平成22年2月株式価値算定書において分析された1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

- ①市場株価平均法：230円から259円
- ②DCF法：353円から434円

① 市場株価平均法では、本公開買付けに関する平成21年8月10日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成21年8月7日を基準日として過去3ヶ月及び6ヶ月の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を230円から259円までと分析いたしました。

② DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素並びに当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、

1株当たりの株式価値の範囲を353円から434円までと分析いたしました。

なお、当社は、本公開買付予定価格及び本公開買付価格の検討にあたっては、DCF法による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF法による算定結果を最も重視し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJ証券による上記の算定結果に加え、平成21年11月19日以降の対象者の状況を検証するために実施した追加デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、平成22年2月16日開催の取締役会において、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格である1株当たり380円をもって本公開買付価格とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり380円は、本公開買付予定価格を公表した平成21年11月19日の前営業日である平成21年11月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値271円に対して40.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年11月18日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値303円（小数点以下を四捨五入）に対して25.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値311円（小数点以下を四捨五入）に対して22.19%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値288円（小数点以下を四捨五入）に対して31.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成22年2月16日の前営業日である平成22年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値372円に対して2.15%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

（注）なお、上記の通り、本公開買付けに関する平成21年8月10日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられますが、本公開買付価格である1株当たり380円は、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成21年8月7日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値の単純平均値259円（小数点以下を四捨五入）に対して46.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値230円（小数点以下を四捨五入）に対して65.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

（4）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係わる重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載の通り、対象者の発行済株式のすべてを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済株式のすべて（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得し、平成22年10月1日を目処に対象者を当社の完全子会社とすることを企図しております。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を割り当て、交付することを予定しており、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、本公開買付価格をもとに、当社及び対象者のそれぞれの株価、財務状況、業績動向等を考慮して、当社と対象者が多角的かつ合理的な検討を行い、誠意

をもって協議・合意の上、決定する予定です。本公開買付け開始時点においては、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式を予定しています。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準にする予定ですが、その基準となる時点が異なることから、当社と対象者との協議の結果、当社及び対象者それぞれの株主の利益に十分に配慮の上、本公開買付けとは異なる評価を基準とすることがあり得ます。

なお、対象者は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自らが保有する対象者の株式のすべてを消却する予定です（対象者の平成 22 年 2 月 12 日提出の第 85 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数は 27,771,772 株であり、当該自己株式数の同四半期報告書に記載された対象者の発行済株式総数に対する比率は約 4.63%です。）。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、当社及び対象者それぞれの株価、財務状況、業績動向、裁判所の判断等により、本公開買付け価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者株主による対象者株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の通り、本株式交換により、当社は対象者を完全子会社化することを企図していますので、その場合、対象者の普通株式は、本株式交換により当社の株式に交換されることとなることと予定され、対象者の株式については東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

#### (7) その他

##### ①対象者の配当予想について

対象者は、平成 22 年 2 月 8 日付の平成 22 年 3 月期第 3 四半期決算短信において、平成 22 年 3 月期の配当予想額を 0 円と公表しております。

##### ②独占禁止法上の問題解消措置

公開買付け者の完全子会社である三菱化学と対象者は、平成 13 年に合弁会社としてダイヤニトリックス株式会社（以下「DNX」といいます。）を設立し、紙力増強剤向けのアクリルアミド（以下「AAM」といいます。）を製造しておりますが、DNXを設立する際、公正取引委員会から、AAMの販売市場に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律

第 54 号。その後の改正を含みます。) 上の懸念が生じるとの指摘を受けたため、かかる懸念を払拭するための問題解消措置として、DNXが製造するAAMの販売については、三菱化学と対象者のそれぞれがDNXからこれを買受け、それぞれ独自に販売事業を行ってまいりました。

しかしながら、本経営統合が実現した場合には、対象者は三菱化学が帰属している当社グループに参画することになることから、本公開買付けによる株式取得についての事前相談の過程における公正取引委員会との協議の結果、上記の問題解消措置に代わる措置として、対象者が、平成 22 年 4 月 1 日付で対象者のAAM販売事業を、株式会社エス・エヌ・エフに譲渡する措置を講じる予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	三菱レイヨン株式会社	
② 本店所在地	東京都港区港南一丁目6番41号	
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 鎌原 正直	
④ 事業内容	化成品・樹脂事業、アクリル繊維・アクリロニトリル及び誘導品事業、炭素繊維・複合材料事業、アセテート、機能膜事業等	
⑤ 資本金	53,229百万円（平成21年12月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和25年6月1日	
⑦ 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.8%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.6%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.6%
	明治安田生命保険相互会社（常任代理人）資産管理サービス信託銀行株式会社	3.4%
	全国共済農業協同組合連合会（常任代理人）日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.7%
	日本生命保険相互会社	2.2%
	三菱UFJ信託銀行株式会社（常任代理人）日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.7%
	三菱重工業株式会社	1.6%
	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジーエイピーアールデイ アイエスジー エフイー エイシー（常任代理人）株式会社三菱東京UFJ銀行	1.1%
	三菱化学株式会社	1.0%
（平成21年9月30日現在）		
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社と対象者との間では、対象者が当社の発行済株式総数（1,506,288,107株）の0.2%の株式を保有しています。また、当社の完全子会社である三菱化学は、対象者の発行済株式総数（599,997,820株）の1.0%の株式を保有しています。
	人的関係	当社と対象者の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 対象者の概要に関する情報は、対象者の第 85 期第 3 四半期報告書（平成 22 年 2 月 12 日提出）に基づき記載しております。

## (2) 買付け等の期間

### ①届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 2 月 17 日（水曜日）から平成 22 年 3 月 19 日（金曜日）まで（23 営業日）

### ②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 22 年 3 月 31 日（水曜日）までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 380 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ①算定の基礎

当社は、三菱UFJ証券から平成 21 年 11 月 19 日に平成 21 年 11 月株式価値算定書の提出を受け、その算定結果に加えて、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する対象者との協議及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において本公開買付予定価格を 1 株当たり 380 円と決定の上、同日付で本基本合意書を締結いたしました。なお、当社は、フィナンシャルアドバイザーである三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の平成 21 年 11 月 19 日付フェアネス・オピニオンを受領しています。その後、当社は、国内外の競争法に基づき、中国、米国、EU、その他各国で必要な手続を進め、下記のプロセスを経て平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定いたしました。

当社は、平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定するに際し、買付価格の決定の参考資料として、三菱UFJ証券に対し、平成 22 年 2 月 16 日付で再度、対象者の平成 22 年 2 月株式価値算定書の提出を依頼し、その意見を参考としております。また、当社は、三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の平成 22 年 2 月 16 日付フェアネス・オピニオンを改めて受領しています。

三菱UFJ証券が、平成 21 年 11 月株式価値算定書及び平成 22 年 2 月株式価値算定書において対象者の株式価値評価分析に用いた手法は、市場株価平均法及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて、平成 22 年 2 月株式価値算定書において分析された 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

- (i) 市場株価平均法：230 円から 259 円
- (ii) DCF法：353 円から 434 円

(i) 市場株価平均法では、本公開買付けに関する平成21年8月10日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成21年8月7日を基準日として、過去3ヶ月及び6ヶ月の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を230円から259円までと分析いたしました。

(ii) DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素並びに当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を353円から434円までと分析いたしました。

なお、当社は、本公開買付予定価格及び本公開買付価格の検討にあたっては、DCF法による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF法による算定結果を最も重視し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJ証券による上記の算定結果に加え、平成21年11月19日以降の対象者の状況を検証するために実施した追加デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、平成22年2月16日開催の取締役会において、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格である1株当たり380円をもって本公開買付価格とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり380円は、本公開買付予定価格を公表した平成21年11月19日の前営業日である平成21年11月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値271円に対して40.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年11月18日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値303円（小数点以下を四捨五入）に対して25.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値311円（小数点以下を四捨五入）に対して22.19%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値288円（小数点以下を四捨五入）に対して31.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成22年2月16日の前営業日である平成22年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値372円に対して2.15%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

（注）なお、上記の通り、本公開買付けに関する平成21年8月10日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられますが、本公開買付価格である1株当たり380円は、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成21年8月7日から遡る過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値の単純平均値259円（小数点以下を四捨五入）に対して46.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値230円（小数点以下を四捨五入）に対して65.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

## ②算定の経緯

当社及び対象者は、当社を持株会社とする企業グループに対象者が事業子会社として参画することにより、両者の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的として平成20年9月頃から協議を重ねてまいりました。そのプロセスにおいて、当社は、三菱UFJ証券から平成21年11月19日に平成21年11月株式価値算定書の提出を受け、その算定結果に加えて、対象者に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する対象者との協議及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成21年11月19日開催の取締役会において本公開買付予定価格を1株当たり380円と決定の上、本基本合意書を締結いたしました。なお、当社は、三菱UFJ証券より、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から当社にとって妥当で

ある旨の平成 21 年 11 月 19 日付フェアネス・オピニオンを受領しています。その後、当社は、国内外の競争法に基づき、中国、米国、EU、その他各国で必要な手続を進め、下記のプロセスを経て平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定いたしました。

当社は、平成 22 年 2 月 16 日に、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格をもって本公開買付価格とすることを決定するに際し、三菱UFJ 証券より平成 22 年 2 月 16 日付で再度、対象者の平成 22 年 2 月株式価値算定書を取得しております。また、当社は、三菱UFJ 証券より、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の平成 22 年 2 月 16 日付フェアネス・オピニオンを改めて受領しています。

三菱UFJ 証券が、平成 21 年 11 月株式価値算定書及び平成 22 年 2 月株式価値算定書において対象者の株式価値評価分析に用いた手法は、市場株価平均法及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて、平成 22 年 2 月株式価値算定書において分析された 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

(i) 市場株価平均法：230 円から 259 円

(ii) DCF法：353 円から 434 円

(i) 市場株価平均法では、本公開買付けに関する平成 21 年 8 月 10 日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 21 年 8 月 7 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、過去 3 ヶ月及び 6 ヶ月の終値の単純平均値をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 230 円から 259 円までと分析いたしました。

(ii) DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素並びに当社と対象者との間で生み出されるシナジー効果等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 353 円から 434 円までと分析いたしました。

なお、当社は、本公開買付予定価格及び本公開買付価格の検討にあたっては、DCF法による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF法による算定結果を最も重視し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJ 証券による上記の算定結果に加え、平成 21 年 11 月 19 日以降の対象者の状況を検証するために実施した追加デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、平成 22 年 2 月 16 日開催の取締役会において、本基本合意書に基づき、本公開買付予定価格である 1 株当たり 380 円をもって本公開買付価格と決定いたしました。

本公開買付価格である 1 株当たり 380 円は、本公開買付予定価格を公表した平成 21 年 11 月 19 日の前営業日である平成 21 年 11 月 18 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値 271 円に対して 40.22% (小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年 11 月 18 日から遡る過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 303 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 25.41% (小数点以下第三位を四捨五入)、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 311 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 22.19% (小数点以下第三位を四捨五入)、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 288 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 31.94% (小数点以下第三位を四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成 22 年 2 月 16 日の前営業日である平成 22 年 2 月 15 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式終値 372 円に対して 2.15% (小数点以下第三位を四捨五入) のプレミアムを加えた価格であります。

なお、上記の通り、本公開買付けに関する平成 21 年 8 月 10 日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられますが、本公開買付価格である 1 株当たり 380 円は、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 21 年 8 月 7 日から遡る過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の単純平均値 259 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 46.72% (小数点以下第三位を四捨五入)、同過去 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値 230 円 (小数点以下を四捨五入)

に対して 65.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

一方、対象者は、当社と対象者との間で締結された平成 21 年 11 月 19 日付本基本合意書に定められた本公開買付予定価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、当社及び対象者の関連当事者に該当しないフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び JP モルガン証券株式会社（以下「J.P. モルガン」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券及び J.P. モルガンより対象者の株式価値算定書を平成 21 年 11 月 19 日付で取得しております。なお、対象者はフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券及び J.P. モルガンより、一定の前提条件の下、本公開買付予定価格が財務的見地から対象者の株主にとって妥当である旨の意見書をそれぞれ平成 21 年 11 月 19 日に受領しております。

その後、対象者は本公開買付価格を検討するにあたり、その参考資料としてみずほ証券及び J.P. モルガンより対象者の株式価値算定書を平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ受領しております。また、対象者はフィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券及び J.P. モルガンより、一定の前提条件の下、本公開買付価格が財務的見地から対象者の株主にとって妥当である旨の意見書を平成 22 年 2 月 16 日にそれぞれ改めて受領しております。

上記各意見書の各作成又は提出に際してみずほ証券及び J.P. モルガンがそれぞれ設定した一定の前提条件・免責事項につきましては、対象者公表の平成 22 年 2 月 16 日付の対象者プレスリリース「株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照下さい。

対象者は、以上の認識・検討及び本公開買付価格の妥当性その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議検討した結果、本公開買付けは、経営資源の強化・拡充を通じた事業の成長を可能にすること等、対象者の企業価値を最大化するものであり、また、本公開買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、当社が対象者を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨しております。

また、対象者は、リーガルアドバイザーである TMI 総合法律事務所から本公開買付けの意思決定の公正性の担保等に関して、必要な法的助言を得ております。

### ③算定機関との関係

三菱UFJ証券は当社とは独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券	572, 226, 048 株	286, 114, 000 株	一株
合計	572, 226, 048 株	286, 114, 000 株	一株
(潜在株式等の数の合計)	572, 226, 048 株	286, 114, 000 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（286, 114, 000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 買付予定数は、対象者の平成22年 2 月12日提出の第85期第 3 四半期報告書に記載された平成22年 2 月12日現在の発行済株式総数（599, 997, 820株）から同四半期報告書に記載された平成21年 9 月30日現在の対象者の保有する自己株式（27, 771, 772株）を控除した株式数（572, 226, 048株）です。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者の平成22年2月12日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成22年2月12日現在の発行済株式総数(599,997,820株)から同四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の保有する自己株式(27,771,772株)を控除した株式数(572,226,048株)における議決権(572,226個)の過半数(286,114個)に相当する株式数(286,114,000株)です。

(注5) 単元未満株式及び相互保有株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,517個	(買付け等前における株券等所有割合 1.15%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	572,226個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成21年9月30日現在)	568,504個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(572,226,048株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)」は、対象者の平成22年2月12日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び相互保有株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式及び相互保有株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の単元未満株式3,704,820株から、同日現在の対象者の保有する単元未満自己株式772株を控除し、同日現在の相互保有株式18,000株を加算した3,722,048株に係る議決権の数である3,722個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を572,226個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

217,445,898,240円

(注1) 買付予定数(572,226,048株)に1株当たりの買付価格(380円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

②決済の開始日

平成22年3月30日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年4月8日(木曜日)となります。

### ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

### ④株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（286, 114, 000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（286, 114, 000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、①米国反トラスト法に基づく待機期間が終了しない場合又は米国反トラスト当局の請求に基づく裁判所による本件株式取得の差止命令が出ている場合、②欧州委員会による法定審査期間が満了しない場合又は欧州委員会による本件株式取得の承認が得られなかった場合、又は③ロシア連邦反独占局による本件株式取得の承認が得られておらず、かつ、当該反独占局による本件株式取得の承認が必要でない旨の言明が得られていない場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が



本経営統合は、当社を持株会社とする企業グループに対象者が事業子会社として参画することにより、両者の経営資源を一体化し、企業規模の拡大と強固な事業基盤の確立を図るとともに事業競争力と開発力を強化し、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜く企業グループとなることを目的とする。

#### ②本経営統合の方法・スケジュール等

- (i) 本公開買付けの結果、当社が対象者のすべての発行済株式を取得できなかった場合、当社及び対象者は、可及的速やかに経営統合の第二段階として、本株式交換を行う。なお、対象者は、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自らが保有する対象者の株式のすべてを消却するものとする。
- (ii) 本株式交換における株式交換比率は、本公開買付け価格をもとに、当社及び対象者それぞれの株価、財務状況、業績動向等を考慮して、本公開買付けの終了後に、当社及び対象者が多角的かつ合理的な検討を行い、誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (iii) 本公開買付けの成立後、本株式交換に必要となる当社若しくは対象者の株主総会による承認が得られなかった場合若しくは自己の株主総会において承認が得られないと当社若しくは対象者が合理的な根拠をもって判断した場合、又は本公開買付けの成立後、本経営統合に関し当社若しくは対象者に訴訟が提起されるおそれが高いと当社若しくは対象者が合理的な根拠をもって判断した場合には、当社及び対象者は、その対応について誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (iv) 本株式交換契約承認のための当社及び対象者の株主総会は平成 22 年 6 月、本株式交換の効力発生日は平成 22 年 10 月 1 日を予定する。なお、これらの株主総会は本株式交換のために会社法上必要とされる場合にのみ実施する。

#### ③経営統合開始後のグループ経営

- (i) 本公開買付け又は本株式交換のいずれかの成立（以下「統合開始」という。）後の当社グループの運営にあたっては、グループ全体の利益の最大化を目的とし、当社は、当社グループの内部規程（以下「グループ経営規程」という。）に則って、対象者の経営の自主性を尊重する。
- (ii) 当社は、統合開始後の対象者の商号（ロゴを含む。）及び経営理念の存続又は変更について、対象者の意思を尊重する。
- (iii) 対象者は、統合開始後、株主全体の利益の最大化のため、グループ経営規程に則って経営を行うとともに、当社のグループ経営の基本方針及びグループ経営規程を尊重し、当社の経営理念及び経営戦略を共有する。なお、対象者は、必要があるときは、グループ経営規程の追加、修正のための協議を当社に求めることができる。
- (iv) 統合開始後、当社及び対象者は、実務上可能な限り速やかに、それぞれ相手方に対し非常勤取締役 1 名を派遣する。但し、対象者の事業の売上げ規模、収益性等、当社の経営に果たす役割に応じて、先の非常勤取締役とは別に、対象者は、対象者に属する者の中から当社の取締役候補者を推薦し、当社は、これを最大限尊重し、当社の株主総会において当社の取締役候補者とすることに努力する。
- (v) 当社及び対象者は、本経営統合によるシナジー効果の実現及び事業強化のための方策として、統合開始後、グループ内の人材の交流、事業の提携及び子会社の再編・統合を積極的に推進する。

#### ④本経営統合完了後の対象者の経営計画、業務執行及び一般人事の取扱い

- (i) 対象者は、当社が対象者の発行済株式のすべての取得を完了した（本株式交換により取得する場合を含み、以下「統合完了」という。）後、自らの中長期の連結経営計画及び連結営業予算について、グループ経営規程に則って策定の上、当社の承認を求める。
- (ii) 当社は、統合完了後、対象者の事業に関わる業務の執行及び一般人事について、グループ経営規程に則って対象者の自主性を尊重し、対象者は、かかる業務執行及び一般人事につ

いて、グループ全体の利益の最大化に配慮する。

⑤本経営統合完了後の対象者の重要人事及び組織の取扱い

統合完了後、対象者の代表取締役、役付取締役、役付執行役員及び執行役員それぞれの選解任並びに対象者の重要な組織の改廃については対象者が起案し、事前に当社の承認を求めるとし、当社は、かかる承認にあたり、グループ経営規程に則って対象者の自主性を尊重する。

⑥対象者の従業員の取扱い

- (i)当社は、本経営統合の実行にあたり、対象者の現在の従業員の雇用条件の変更又は解雇を対象者に求めないものとする。
- (ii)当社は、統合開始後の対象者の従業員の雇用条件について、対象者の取締役会の意思を尊重する。
- (iii)統合開始後の人材の交流に関し、各従業員の統合前の帰属により当該従業員に不利益が生じることがないように当社及び対象者はそれぞれ配慮する。

⑦公開買付けの競合等

- (i)本公開買付けの完了前に、当社以外の第三者が対象者の株式を対象として公開買付けを開始し又は開始するおそれが明らかになった場合、当社及び対象者は、その対応について誠意をもって協議・合意の上決定する。
- (ii)当社以外の第三者が対象者の株式を対象として公開買付けを行う場合には、対象者は、慎重に検討の上、自らの独自の判断に基づき、対象者の株主に対する善良な管理者の注意義務を尽くし、その意見表明を行う。

⑧企業価値の維持

当社及び対象者は、本経営統合の実施が両者共通の目的であることを認識し、本基本合意書の締結日以降本経営統合が完了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、自己の財産状態又は将来の損益状況に大幅な変化をもたらすような行為その他本経営統合の実施に重大な悪影響を与える可能性のある行為を行わないものとする。但し、当該行為の実施について事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報  
該当事項はありません。

以 上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（平成 22 年 2 月 16 日 15 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、三菱レイヨン株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱レイヨン株式会社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご

覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱レイヨン株式会社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの基準に沿ったものではありません。

本プレスリリースの記載には、「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。「将来に関する記述」には、経営成績及び財政状態の予測若しくは予想に関する議論、計画、異論、戦略及び期待、かかる記述の基礎となる仮定又はその他の将来に関する情報を含みます。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示されたこれらの記載と大きく異なることがあります。株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱レイヨン株式会社又はその関連会社は、「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示された予測、予想又は期待がこれらを反映した結果となることを何ら保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱レイヨン株式会社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は証券取引所規則で義務付けられている場合を除き、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び三菱レイヨン株式会社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。